

(3) 市民意識から見た景観の特性と課題

市民を対象とした景観アンケートおよび景観についての市民ワークショップにおける参加者の意見を集約すると、本市の景観に対しての市民意識は、以下のようにまとめることができます。

①甲府盆地を一望する美しい俯瞰景観

- ・最も本市らしい景観として、ぶどうの丘やフルーツラインからの眺望に代表される俯瞰景観があげられました。
- ・しかし、甲州民家など、かつて地域の素材で作られていた建築物は、近年、屋根の形態・素材・色彩などの自由度が増え、統一感がなくなっています。また、農地の宅地化によって集落のまとまりや果樹園のまとまりのイメージが薄まりつつあります。

②果樹園に覆われた色彩豊かな景観（山裾の果樹園）

- ・果樹園に地域の大半を覆われた景観は、甲州市ならではの景観を生み出ししており、地域の魅力となっています。特に西に面する扇状地は日当たりや水はけの良さから果樹栽培の適地となっており、また、盆地の景観を立体的に見せる重要な役割を果たしています。
- ・しかし、傾斜地における農作業は重労働で、特に機械化が難しい果樹栽培は、高齢化によって担い手が減少し、耕作放棄農地が増加しており、こうした状況に歯止めをかける必要があります。

③歴史・文化的に価値の高い景観

- ・本市には信玄公の菩提寺である恵林寺を始め、武田家が保護した著名な神社仏閣が数多く集まっています。その社寺には国宝を含む豊富な文化財が保存され、各寺院には古くに作庭された庭園も点在することが、市の大きな特徴となっています。さらに、ワイン醸造や治水にまつわる近代遺産遺産、甲州街道の宿場町、丸石道祖神などこの地域特有の歴史・文化資産が数多く存在します。
- ・しかし、歴史的な文化遺産や神社仏閣が、管理する者がいないために老朽化していたり、地域に充分知られていなかったり、あるいは歴史的な雰囲気や景観を壊すような自動販売機や広告看板により、価値を損ねている場合があります。一部の近代産業遺産や史跡については、国の指定等に合わせ修復や整備が進められてきましたが、まだ充分ではありません。

④中心市街地の整備された町並み景観

- ・近年の社会資本の整備により街路の整備が進み、歩道や街路樹等が整備されています。塩山駅前街路では電線の地中化もされ、眺望を阻害する電線がないことで、景観が大きく改善されました。

- ・しかし、沿道の電柱や電線・防護柵・信号・標識・カーブミラーなどの道路付帯物、あるいは道路整備の際に生じる法面や擁壁が、盆地から見た山並みの眺めや盆地景観の眺望の阻害要因になる場合があります。コストとの兼ね合いもありますが、景観行政団体として、公共的な事業に景観的な配慮が求められます。
- ・また、大規模な建造物となる公営住宅や公共施設などにおいても、屋根や外壁の形態、素材、色などについて、モデルとなるべきですが、これまではルールがないために、充分景観に配慮されていない建築物もあります。

⑤市独自の屋外広告物掲示のルールづくり

- ・本市は、盆地景観や自然に囲まれた眺望景観が特色であるとされています。こうした自然環境の中、情報を伝えるという広告本来の機能を活かしながらも、美しい景観の保全・創造や、快適な生活環境に結びつくような施策が必要です。すっきりとしていて分かりやすく、環境と調和した屋外広告物が望まれています。
- ・現在本市では、山梨県屋外広告物条例によって、広告物を掲出する際の最低限必要なルールを定めており、その条例により一定の規制がされています。しかし、中心地域等において、観光農園や商業施設への誘導看板が無秩序に掲示されていたり、商業施設が連なる道路沿いに派手な看板やのぼり旗が掲示されていたりします。これらを、本市の特色にあったものに規制・誘導を行うルールづくりが求められています。

⑥歩くスケールでの景観資源の保全・改善

- ・現在、フットパス・ウォーキングのコースとして設定して、ガイドツアーを行うなどの取り組みが行われているところでは、有名な神社仏閣などの観光名所にとどまらず、果樹園の中を歩くことのできる道、水路、道祖神・石碑・石仏、ぶどう畑周囲などの花による修景などの小さなスポットも、地域の資源として発掘されつつあります。
- ・しかし、市内にある大半の地域資源は、地域住民にとってはごく日常的なものであり、資源としての価値に気づきにくい状況です。
- ・このように、歩くスケールで発掘されるような小さな資源にも、地域住民が目に向けて、地域の魅力としていくことを認識することが大切です。

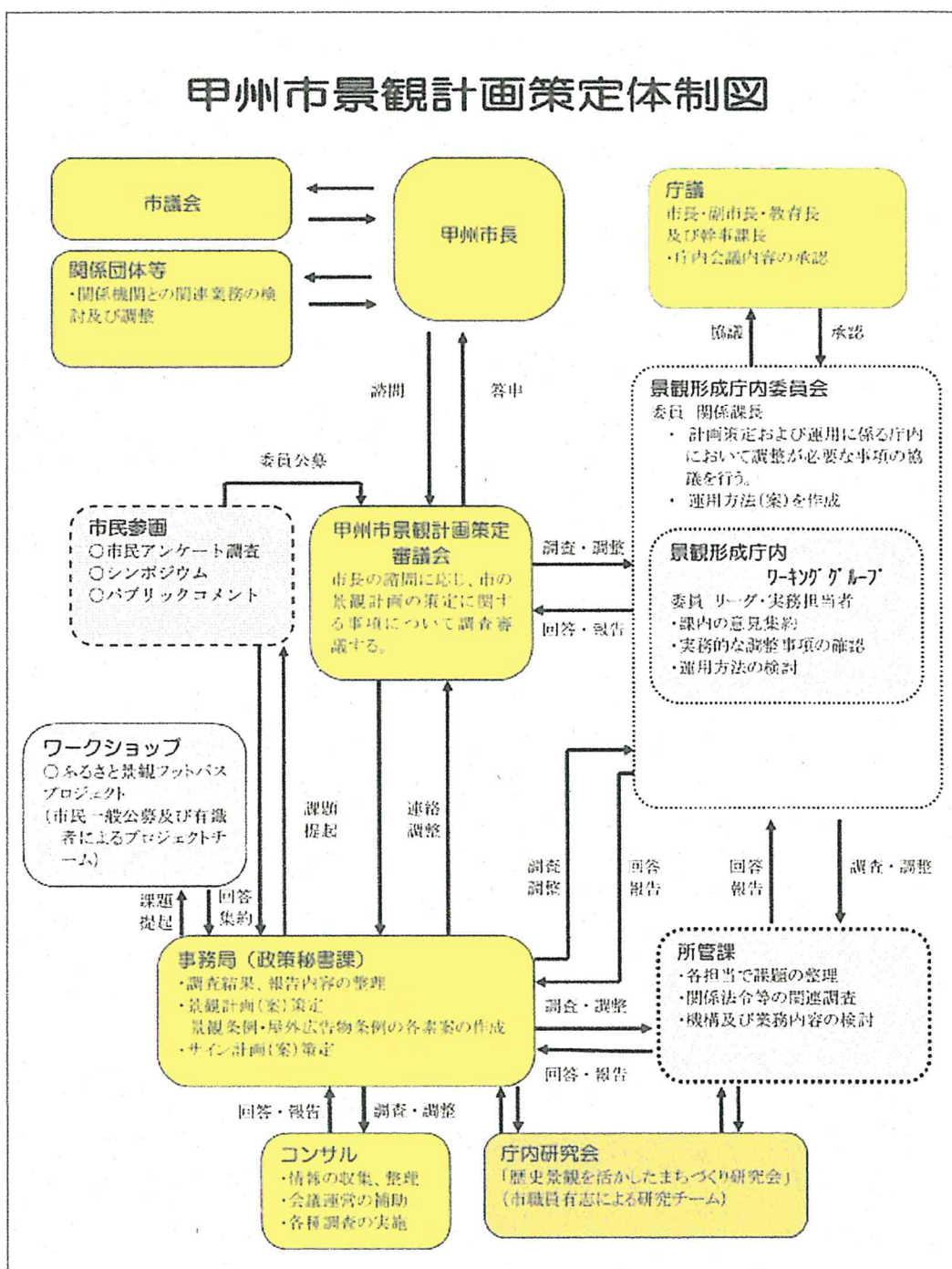
4. 景観計画の策定体制

1) 策定体制

「甲州市景観計画」(仮称)の策定にあたっては、甲州市附属機関の設置に関する条例第2条の規定に基づき、委員15名からなる「甲州市景観計画策定審議会」を設置し、市民意識の把握のため、市民アンケート調査や、市民参加によるワークショップ及びパブリックコメントを実施しました。

また、庁内の関係機関の調整を図るため「景観形成庁内委員会」を設置し、事務内容や関係法令との調整を図りました。

計画策定に関しては、実践や行動により、発展させることが出来るものを目指し検討・協議を重ね、計画の浸透を図っていくための体制を整備します。



2) 取組み主体

景観法では、景観づくりのため想定される責務について、「国の責務」「地方公共団体の責務」「事業者の責務」「住民の責務」と分けて規定されています。

景観法に規定された責務

(国の責務)

- ・国は前条に定める基本的理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（第3条）
- ・国は良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本的理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。（第3条第2項）

(地方公共団体の責務)

- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。（第4条）

(事業者の責務)

- ・事業者は、基本的理念にのっとり、土地利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国または地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。（第5条）

(住民の責務)

- ・住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。（第6条）

景観づくりでは、「良好な景観を直接享受する者」と「行為を行う者」が一致しないので、お互いが理解し尊重しあうことが重要になります。

そのため、景観法に規定される責務の他に、それぞれに応じた分担を確認し、より実践的な景観づくりのために浸透させる取り組みを行います。

①市民・地域

- ・市民は、積極的に景観づくりに参加して、その中心的な役割を担い、市民や地域が景観づくりの主体であることを認識し、地域が一体となって特性や個性に配慮した景観づくりに取り組みます。

②土地所有者

- ・景観がその地域の資産であり、共有するものであることを認識し、自らの土地利用に関しても周辺との調和に努めます。

③事業者・設計者、施工者

- ・自らの事業や業務が地域の景観に深い影響を与えることを認識し、地域住民や関係団体に対し、情報提供及び連絡調整を行い一体となって景観づくりに努めます。

④行政

- ・市民参加のもと、景観づくりの総合的な施策を策定して、地域住民をはじめNPO法人等の多様な主体による景観づくりを支援します。
- ・特に本市は景観行政団体として、景観形成の手本となるような公共事業の実施に努めます。

5. 景観計画区域の設定

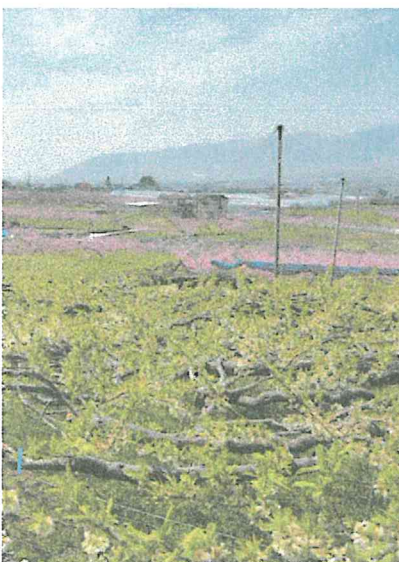
- ・本市の景観は、市全体を俯瞰する盆地の景観、そしてそこから見上げることができる山並みに特徴があり、全域が景観を構成する要素となっています。従って、甲州市全域を景観計画区域と定めます。
- ・また、近隣の市町村、景観の重要な要素となっている南アルプスや富士山など近隣の自治体との連携も景観形成には重要な要素といえます。



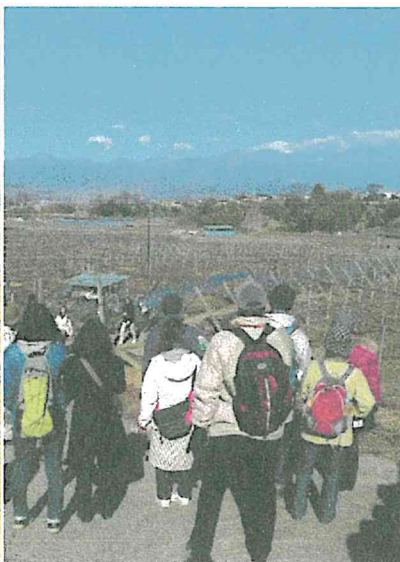
大菩薩連嶺から望む富士山



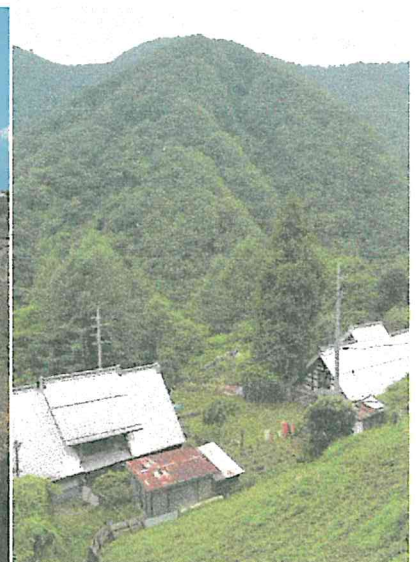
福生里から望む富士山



果樹園が広がる景観



盆地を囲む山並み



急峻な谷間に展開する集落